

第 10 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子 案

1. 計画をめぐる国の動き

(1) 社会福祉法等の一部改正(令和8年法律第 51 号)

今回の改正のポイントは、「地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充」「福祉人材確保」「支援基盤の強化等」の3つです。本計画に関連の深い「地域の実情に応じた包括的支援体制の拡充」の内容は以下のとおりです。

① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業を創設し、福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進する。

② 介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

地域の介護予防の拠点として、体操、会食、多世代交流等の多様な通いの場の取組に加え、地域にある通いの場の支援（サテライト運営、移動手段の確保等）や地域ニーズに応じた機能の拡充（こども食堂、障がい者支援、困窮者支援等）により、こども・障がい等の分野を超えた連携を促進する。

③ 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにする。

④ 成年後見制度等の適切な利用支援

市町村に対して、権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施、地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備などに取り組むことを促すとともに、「地域権利擁護相談支援センター」や情報交換・連携体制の整備を担う会議体の設置を法定化する。

⑤ 有料老人ホーム制度の見直し

中重度者を入居させる施設に登録制度を導入し、入居者への相談支援（登録施設介護支援）を新設する。

(2)第 10 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基本指針の主要ポイント

①2040 年を見据えた中長期的なサービス量推計の義務化

- ・2040 年度を含む中長期推計を必須化(サービス種類ごと)。
- ・人口動態・医療介護連携・高齢者向け住まいの状況を踏まえた分析を求める。
- ・都道府県と市町村が共通の課題認識を持つための協議体制を構築。

②介護サービス基盤の計画的整備

- ・事業所分布・稼働状況・有料老人ホーム等の入居状況を踏まえた基盤整備の方向性を明確化。
- ・都道府県が市町村の分析・推計を積極的に支援。

③地域包括ケアシステムの深化

- ・総合事業の多様化・質向上、地域の支え合い活動の強化。
- ・住宅セーフティネット法改正を踏まえた住宅部局との連携強化。
- ・認知症基本法・認知症施策推進基本計画に沿った取組を計画に反映。
- ・身寄りのない高齢者への相談・支援体制の明確化。

④介護人材確保・生産性向上・経営改善支援

- ・都道府県主導の人材確保プラットフォーム設置。
- ・テクノロジー活用、協働化・大規模化による経営基盤強化。
- ・介護人材確保及び職場環境改善に向けた支援などを計画に明記。

⑥計画策定プロセスの明確化・PDCA の強化

- ・計画策定過程の議論プロセスを整理し、ロジックモデルの活用を推進。
- ・地域分析指標を活用し、現状把握の標準化を図る。

⑦災害等への備え

- ・地域包括支援センター等の業務継続計画(BCP)策定を求める。

2. 計画策定の背景と趣旨

本市では、これまで高齢者福祉計画及び介護保険事業計画のもと、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護予防の推進、相談支援体制の充実、介護サービス基盤の整備、地域包括ケアシステムの構築などに取り組んできました。しかし、近年の少子化・人口減少の進行、単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、高齢者の生活課題は一層複雑化しています。

本市の人口は、福岡都市圏の住宅都市として一定の転入が続く一方で、高齢化率は着実に上昇しています。市内には都市的な市街地と自然環境が残る地域が混在していることから、地域ごとに生活環境や支援ニーズが異なります。また、単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、見守りや生活支援の必要性が高まっているほか、認知症高齢者の増加も見込まれることから、早期発見・早期対応、家族支援、地域の支え合い体制の強化が重要な課題となっています。

国が示す第 10 期介護保険事業計画に向けた制度改革の中では、2040 年を含む中長期的な介護サービス量の推計の義務化、介護人材の確保・職場環境の改善、医療・介護連携の一層の推進など、市町村が計画に反映すべき視点が明確化されています。さらに、認知症施策については、認知症施策推進大綱のもと、本人支援、家族支援、早期対応、社会参加、地域づくりなどを総合的に推進することが求められており、自治体における認知症施策推進基本計画の策定が期待されています。

こうした国の動向と本市の地域特性を踏まえ、本計画では、従来の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に加え、認知症施策推進基本計画を一体的に位置づけることで、高齢者施策と認知症施策を総合的かつ一貫して推進する体制を整備します。介護予防の推進、相談支援体制の充実、介護サービス基盤の確保、介護人材の安定確保、認知症施策の総合的推進、地域の支え合い体制の強化などを柱として、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

また、2040 年を見据えた中長期的な視点を持ち、人口構造の変化や地域特性に応じた持続可能な介護保険制度の運営と地域包括ケアシステムの深化を図ることを目的としています。本計画は、那珂川市の高齢者施策の指針として、地域の実情に寄り添いながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するものです。

3. 計画の基本理念

高齢者が住み慣れた地域で
いつまでも安心して暮らせる地域社会を目指して

本計画では、高齢者福祉が目指す最終的な姿として、前計画における上記基本理念を継承することとします。

4. 基本目標

基本理念を実現するための基本目標についても、前計画から大きく変える必要はありませんが、認知症施策推進基本計画を包含する計画として、基本目標2に新たに認知症高齢者の社会参加・役割づくりや、認知症にやさしいまちづくり等の施策を加え、以下の4つを計画の基本目標とします。

- 基本目標1 包括的なケア体制が充実している
- 基本目標2 認知症高齢者に向けた支援が充実している
- 基本目標3 介護予防・重症化防止が推進されている
- 基本目標4 高齢者が生き生きと安心して暮らすことができる

5. 施策の体系（案）

それぞれの基本目標達成のための取り組みを以下のように整理し、計画の体系とします。

【計画の体系】

基本理念	基本目標	事業の成果
高齢者が住み慣れた地域で いつまでも安心して暮らせる地域社会になっている	1 包括的なケア体制が充実している	(1) 地域包括支援センターの機能強化ができています
		(2) 在宅医療と介護が一体的に提供できています
		(3) 在宅生活を支えるための多様なサービスが提供されています
		(4) 地域ケア会議を行い地域課題の把握を行っている
		(5) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質向上が行われている
	2 認知症高齢者に向けた支援が充実している	(1) 「新しい認知症観」が正しく理解されています
		(2) 認知症の早期発見及び重症化予防ができています
		(3) 認知症高齢者の意思決定と権利が守られています
		(4) 認知症高齢者等を介護する家族への支援と地域における支援体制が充実している
		(5) 認知症高齢者の社会参加・役割づくりが促進されている
		(6) 認知症にやさしい地域になっている
	3 介護予防・重症化防止が推進されている	(1) 介護予防普及啓発ができています
		(2) 介護予防施策が充実しています
		(3) 高齢者の健康づくりが推進されている
	4 高齢者が生き生きと安心して暮らすことができています	(1) 生きがいづくりと社会参加が促進されています
		(2) 高齢者の見守り体制が構築されています
		(3) 高齢者の権利が守られています
		(4) 災害等から高齢者を守る体制が構築されています

6. 計画書の構成（案）

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 日常生活圏域の設定

第2章 那珂川市の高齢者を取り巻く現状

- 1 人口構造及び高齢者人口の推移と推計
- 2 高齢者のいる世帯の状況
- 3 要支援・要介護認定者数の推移と推計
- 4 調整済み重度認定率と軽度認定率の分布
- 5 サービス受給者数の推移
- 6 日常生活圏域別の高齢者の状況
- 7 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査結果に見る現状と課題
- 8 在宅介護実態調査結果に見る介護の状況等

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 前計画の総括
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の基本目標
- 4 計画の体系

第4章 高齢者保健福祉計画

- 基本目標 1 包括的なケア体制が充実している
- 基本目標 2 認知症高齢者に向けた支援が充実している
- 基本目標 3 介護予防・重症化防止が推進されている
- 基本目標 4 高齢者が生き生きと安心して暮らすことができる

第5章 介護保険事業計画

- 1 介護保険サービスの利用実績
- 2 介護保険事業の見込み
 - (1) 介護保険事業量の算定手法
 - (2) 被保険者数及び要介護認定者数の推計
 - (3) 居宅サービスの見込み
 - (4) 地域密着型サービスの見込み
 - (5) 施設・居住系サービスの見込み
 - (6) 地域支援事業の見込み
- 3 介護保険料
 - (1) 保険給付費の財源
 - (2) 介護給付費の見込み
 - (3) 介護保険料の算出
 - (4) 所得段階別保険料の設定
- 4 介護給付の適正化に向けた取り組み

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
 - (1) 庁内の連携
 - (2) 関連団体、事業者等との連携
- 2 計画の進捗管理